

三田市立小中学校のあり方について

(答 申)

平成30年3月

三田市立学校園のあり方審議会

目 次

答申にあたって	1
第1章 三田市立小・中学校の現状と課題	2
1 小・中学校をめぐる状況と課題	
第2章 学校規模等についての基本的な考え方	8
1 検討する際の視点	
2 小規模校、大規模校のメリットとデメリット	
3 三田市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方	
第3章 「望ましい学校規模」を確保するための方策と諸課題	11
1 具体的な方策についての考え方	
2 具体的な方策を実施する際の諸課題（留意すべきこと）	
3 附帯意見	
第4章 学校のあり方（特色ある教育）についての今後の研究課題	13
1 小規模特認校制度（母子小学校）	
2 小中一貫教育（義務教育学校）	
【資料編】	
① 諮問書（写し）	14
② 三田市立学校園のあり方審議会規則	15
③ 三田市立学校園のあり方審議会委員名簿	16
④ 三田市立学校園のあり方審議会検討経過	17
⑤ 市立小・中学校の児童・生徒数および学級数の推移	18
⑥ 学校別児童数・学級数の推移（小学校）	19
⑦ 学校別生徒数・学級数の推移（中学校）	20
⑧ 市内小中学校児童生徒数および学級数（普通学級）の推移推計	21
⑨ 学校のある場所	22
⑩ 関係法令	23

答申にあたって

全国的な少子化を受けて、文部科学省は平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」において、適正規模・適正配置についての一定の考え方を示した。さらに、その中で「各地域の実情に合わせて、主体的に検討することが重要である」としている。

本市においては、平成 10 年度の小・中学校合計 15,515 人をピークに年々児童生徒数が減少し、この数年約 9,000 人でほぼ横ばいで推移している。平成 29 年現在、小学校 20 校中 7 校が 1 学年 1 クラスのいわゆる「単学級」の学校に、2 校については、隣接する複数学年でクラスを編成する「複式学級」を有する学校になっている。さらに、1 クラスの児童生徒数についても、10 名以下のクラスが複数の学校において生まれており、教育活動の実施上の課題が生じている。

また、中学校においては、すでに 1 クラスの学年がある学校が 1 校あり、翌年以降同様の学校が複数生じる可能性がある。それに伴い、部活動や教科指導の体制づくり等において大きな課題がみられる。

市立幼稚園においても、市内の幼稚園を自由に選ぶことのできる「通園区の見直し」、異年齢児がかかわり合い、学び合いながら育つ「4・5 歳児混合保育」、「子育て支援型の預かり保育」を実施するなどの工夫を重ねてきたが、現在の市立幼稚園が保護者のニーズに十分応え切れていないという現状から、今後の市立幼稚園のあり方については喫緊の課題となっている。

以上のことから、平成 29 年 7 月 25 日に三田市立学校園のあり方審議会（以下、「審議会」という）は、三田市教育委員会より諮問を受け、教育的観点から本市における市立幼稚園・小学校・中学校の現状と課題を分析し、学校・幼稚園の望ましい規模基準、いわゆる「適正規模」および、その基準に照らし合わせて現在の学校園の配置が適切であるかどうか、いわゆる「適正配置」を中心とした、学校・幼稚園の今後のあり方について協議することとなった。

本審議会では、まず「小学校・中学校の今後のあり方」について、平成 29 年 7 月 25 日より平成 30 年 3 月 2 日までの計 7 回の審議会において協議を進め、今回の答申をまとめることができた。

今後、三田市教育委員会においては、この答申を十分尊重した上で、三田市の学校のあり方についての基本方針および基本計画を策定し、丁寧な説明に努めると共に、市長部局との十分な連携のもと、三田の子どもたちの未来のために真摯に教育行政に当たられることを願う。

最後になったが、委員のみなさんの熱心な議論により、本答申をまとめることができたことに深く感謝申し上げたい。

なお、平成 30 年 4 月以降、公立幼稚園についての協議を行う予定である。

三田市立学校園のあり方審議会
会長 大野 裕己

第1章 三田市立小・中学校の現状と課題

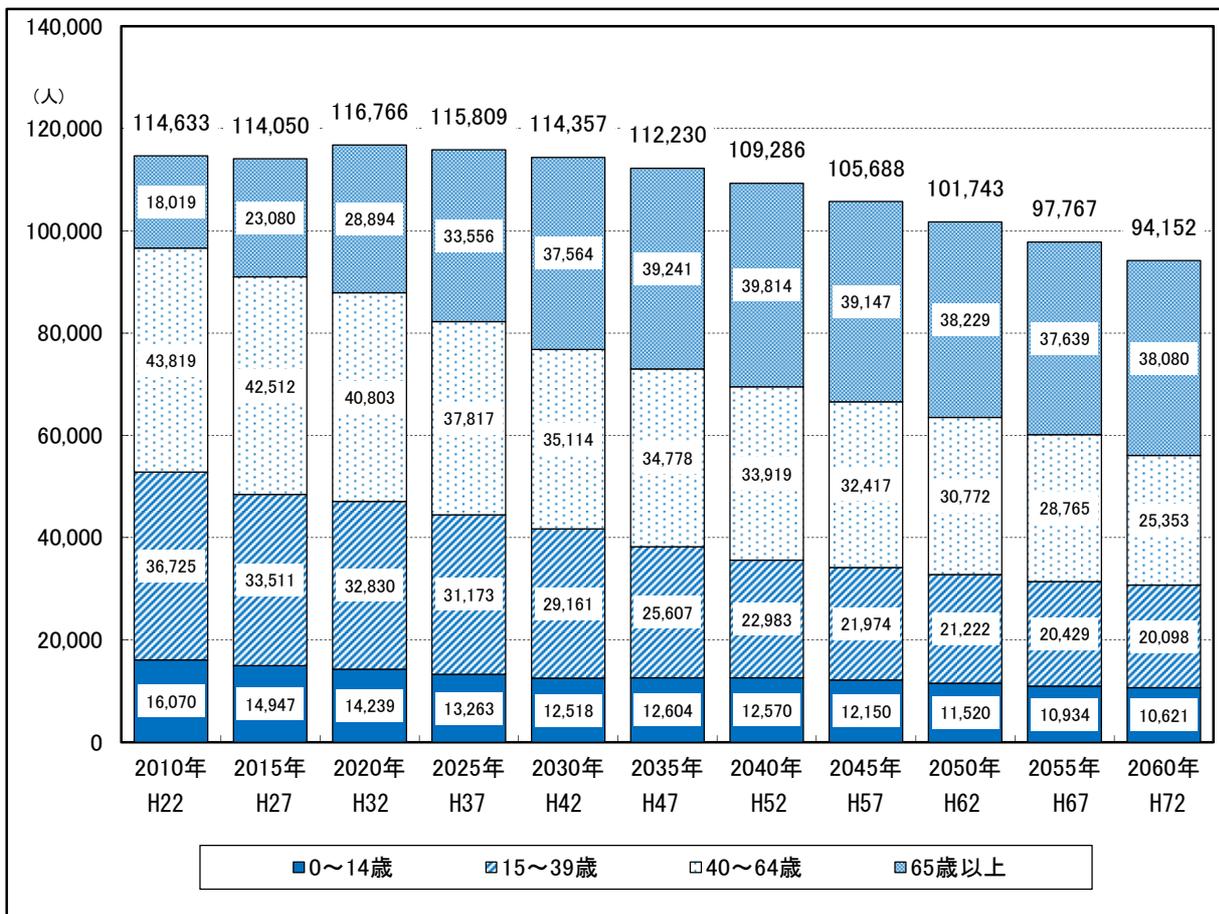
1 小・中学校をめぐる状況と課題

全国的な少子化の中、三田市においても、2010年に16,070人であった年少（0～14歳）人口が、2020年には14,239人、2030年には12,518人、2040年には12,570人と長期的な減少傾向が予測される。

このような状況のもとで、学校園の小規模化に伴う様々な課題が、三田市においても例外なく顕在化している。

H28.3「三田市人口ビジョン～三田市の将来人口推計～」より抜粋

* 2010年～2015年を基準年度として、パターン2（出生率がゆるやかに上昇）で推計



(1) 学校数・学級数・児童生徒数の推移（特別支援学級在籍者を含む）

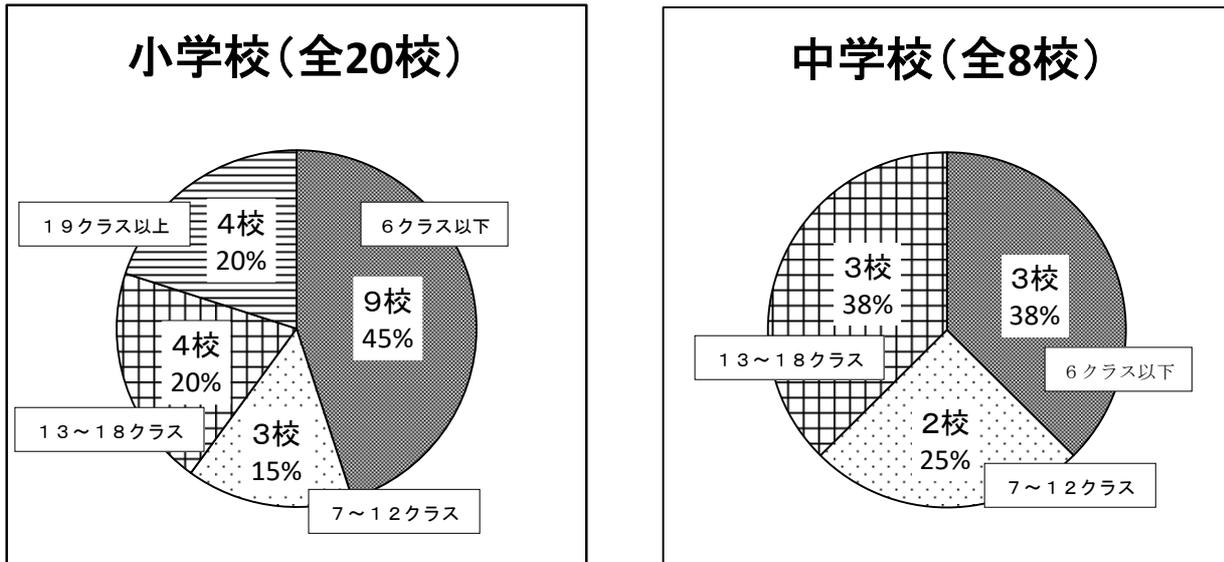
市内の児童生徒数・学級数ともに、平成10年ごろをピークに、年々減少している。

		平成元年 (1989)	平成10年 (1998)	平成29年 (2017)
小学校	学校数	13校	20校	20校
	学級数	178学級	347学級	266学級
	児童数	5,399人	10,596人	6,051人
中学校	学校数	5校	8校	8校
	学級数	62学級	140学級	100学級
	生徒数	2,203人	4,919人	2,803人

(2) 学校規模の現状

平成 29 年 4 月現在、小学校では、全校学級数 6 クラス以下（全学年単学級または複式学級を含む）の学校が 9 校、7～12 クラス（1 学年 1～2 クラス）の学校が 3 校、13～18 クラス（1 学年 2～3 クラス）の学校が 4 校、19 クラス以上（1 学年 3 クラス以上）の学校が 4 校となっている。また、中学校では、全校学級数が 6 クラス以下（1 学年 2 クラス以下）の学校が 3 校、7～12 クラス（1 学年 2～4 クラス）の学校が 2 校、13 クラス以上（1 学年 4 クラス以上）の学校が 3 校となっている。中でも、農村部の学校においては、小規模化が著しい。

市内小中学校規模別学校数(H29.5.1 現在)



児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられる。

特に中学校においては、学校の小規模化に伴い、部活動の減少、免許外指導の増加等の課題がみられ、その影響には深刻なものがある。

一方、ゆりのき台小学校・三田小学校・ゆりのき台中学校・けやき台中学校等、宅地開発の影響から児童生徒数が増加しており、将来教室等の不足が生じると思われる学校も一部にあり、地域による偏りが見られる。

2 三田市の教育に関するアンケート調査結果の概要（平成 27 年度実施）

本調査は、三田市の教育の振興に関して基本的な事項を定める「第 2 期三田市教育振興基本計画（計画期間：平成 29 年度～平成 33 年度の 5 年間）」を策定するにあたり、今後、重点をおくべき施策の把握を目的に、市民及び教職員にアンケート調査を実施したものであり、下記結果はその抜粋である。

- (1) 調査期間 平成 27 年 11 月 4 日（水）～11 月 19 日（木）
- (2) 調査対象者 ・市内に在住する 18 歳以下の子どもをもつ世帯・保護者
・市立幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の教職員
- (3) 対象数 ・市民 2,000 人 ・教職員 631 人
- (4) 回収状況

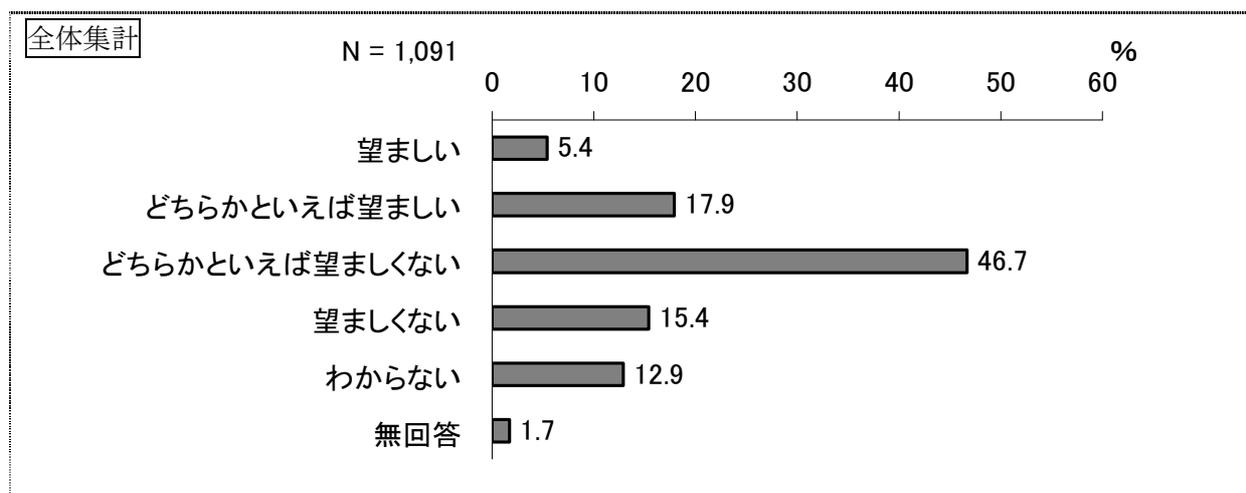
	配布数	回収数	回収率（%）
市民アンケート調査	2,000	1,091	54.55%
教職員アンケート調査	631	628	99.52%

- (5) 調査結果【抜粋】（詳細は第 3 回審議会資料 1 - 2 参照）

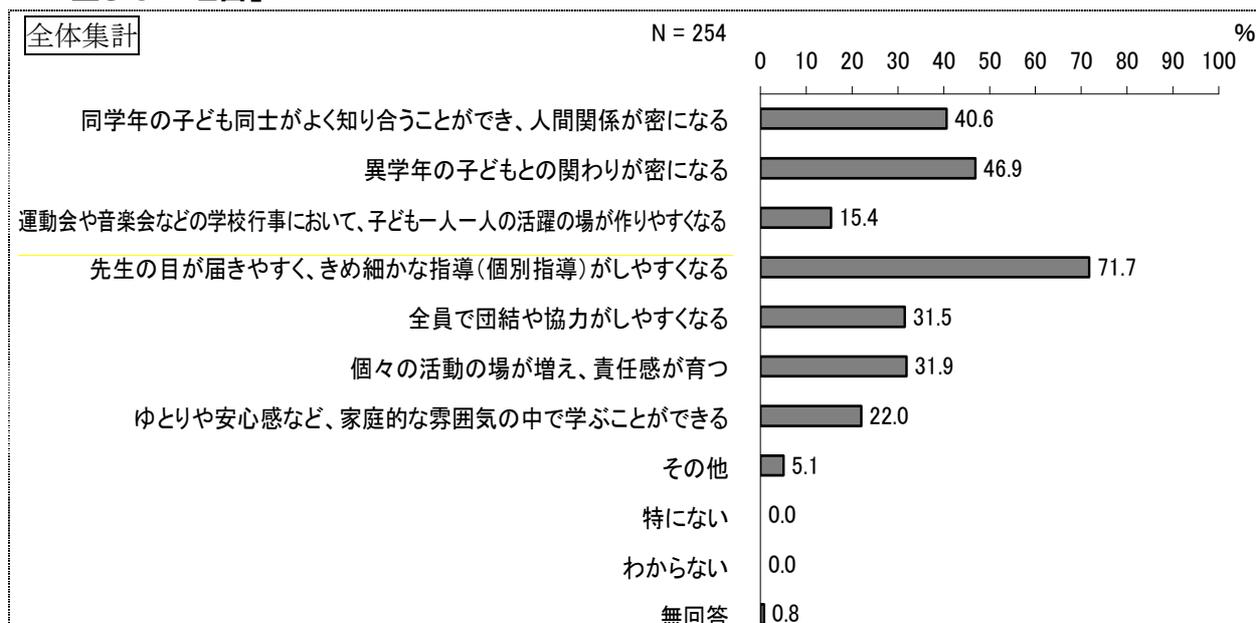
①「学校・幼稚園の小規模化に対する市民意識」

問 18 少子化に伴い、市立の幼稚園及び小中学校の子ども数が減少しており、混合学級の幼稚園（4 歳児と 5 歳児が 1 クラス）、1 学年 1 クラスの小中学校があり、今後、小規模な幼稚園や小中学校が増加していくことが予想されます。市立の幼稚園及び小中学校が小規模化していくことについてあなたはどのように思いますか。（1 つに○）

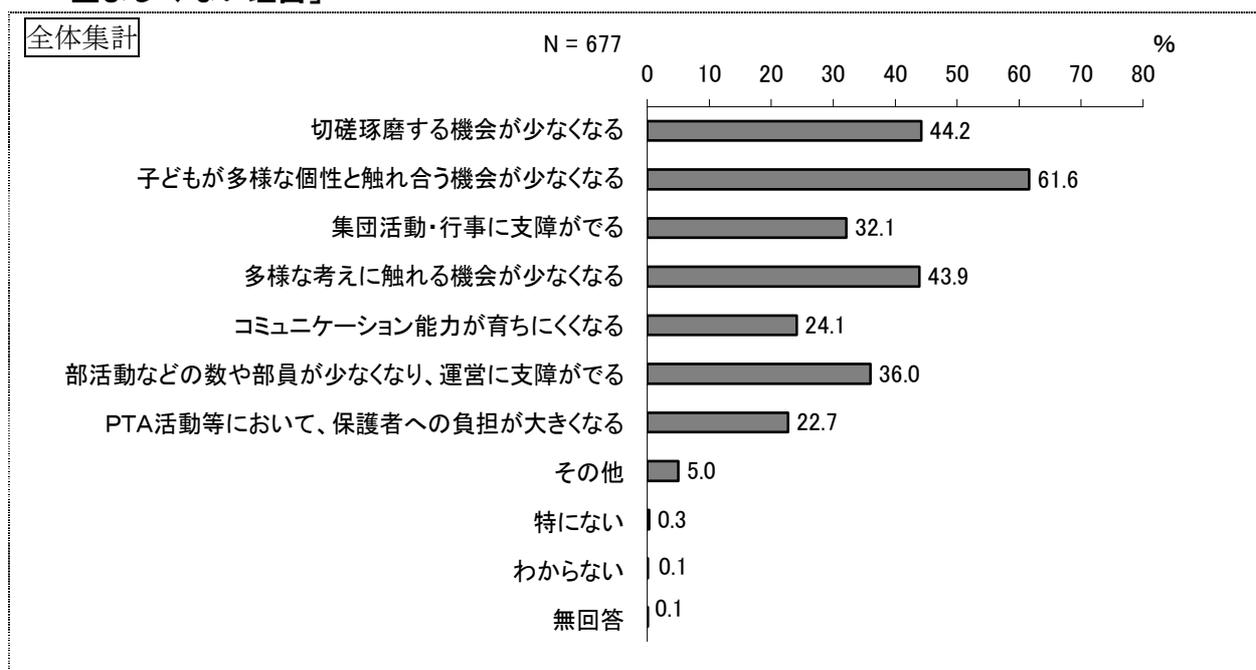
幼稚園・小学校・中学校の小規模化についての考えについては、「望ましい」と「どちらかといえば望ましい」をあわせた“望ましい”の割合が 23.3%、「どちらかといえば望ましくない」と「望ましくない」をあわせた“望ましくない”の割合が 62.1%となっています。



「望ましい理由」



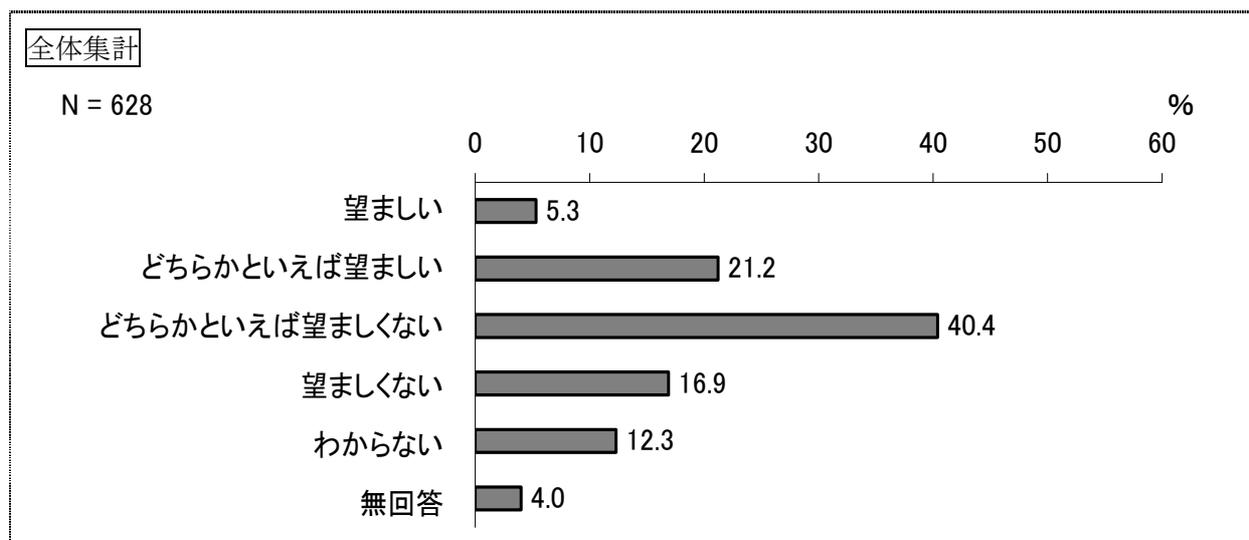
「望ましくない理由」



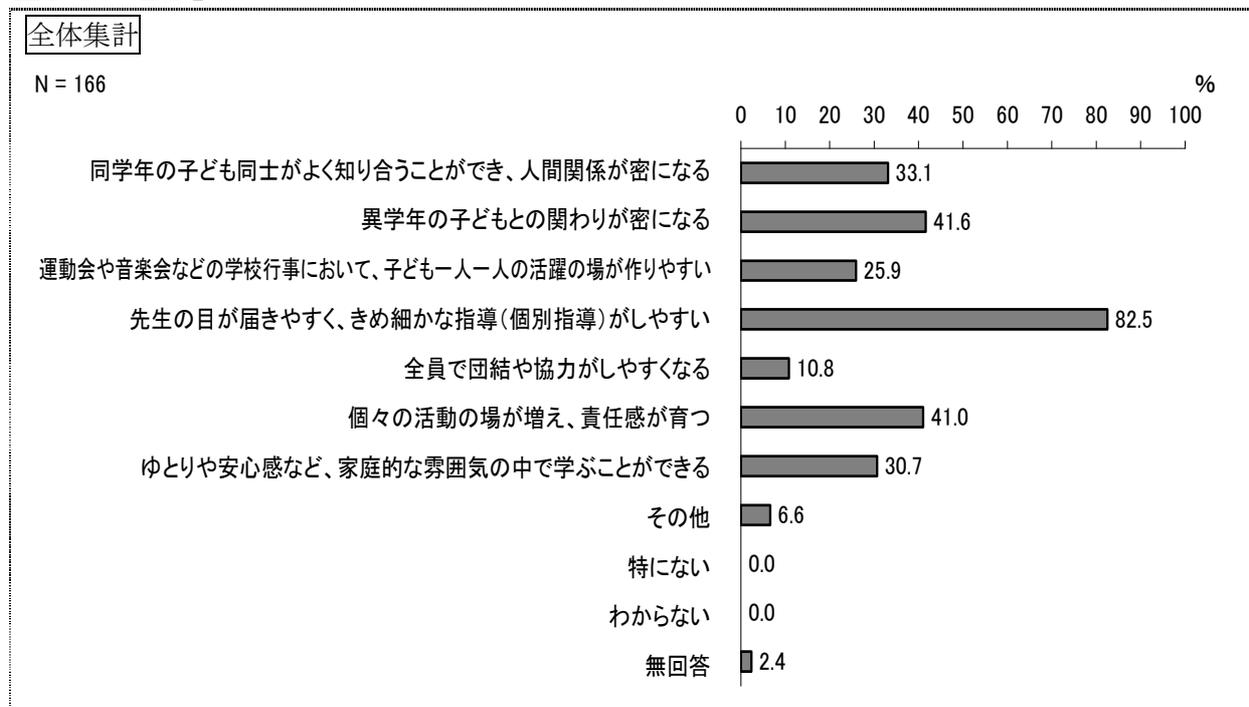
②「学校・幼稚園の小規模化に対する教職員意識」

問 13 少子化に伴い、市立の幼稚園及び小中学校の子ども数が減少しており、混合学級の幼稚園（4歳児と5歳児が1クラス）、1学年1クラスの小中学校があり、今後、小規模な幼稚園や小中学校が増加していくことが予想されます。市立の幼稚園及び小中学校が小規模化していくことについてあなたはどのように思いますか。（1つに○）

幼稚園・小学校・中学校の小規模化についての考えについては、全体集計で「望ましい」と「どちらかといえば望ましい」をあわせた“望ましい”の割合が26.5%、「どちらかといえば望ましくない」と「望ましくない」をあわせた“望ましくない”の割合が57.3%となっています。



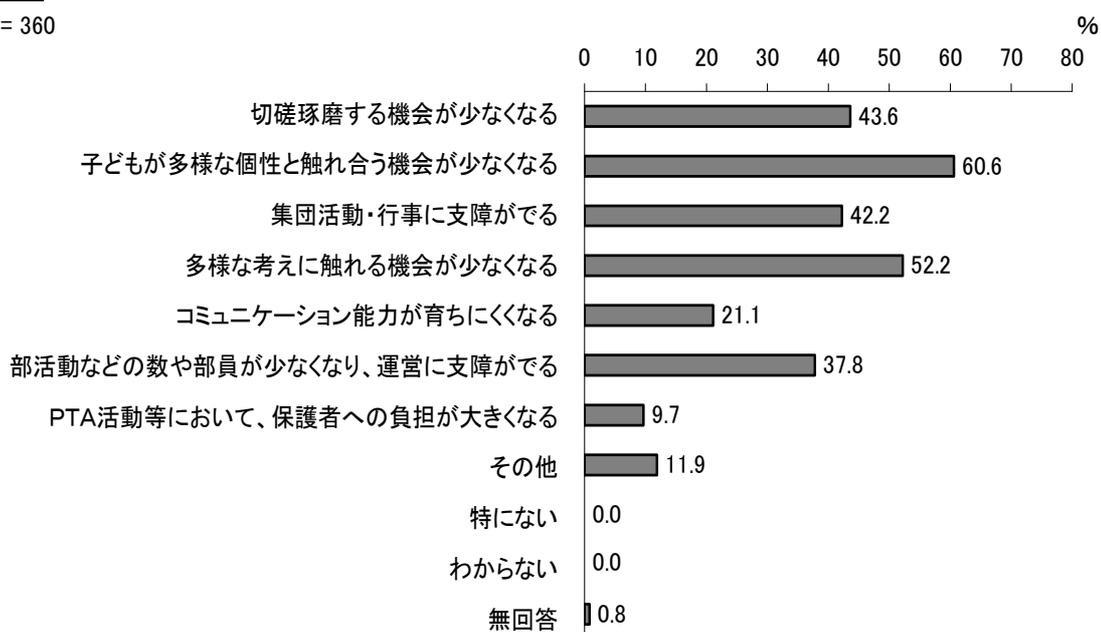
「望ましい理由」



「望ましくない理由」

全体集計

N = 360



校種別にみた、幼稚園・小学校・中学校の小規模化についての考え

単位：%

区分	有効回答数 (件)	望ましい	どちらかといえば望ましい	どちらかといえば望ましくない	望ましくない	わからない	無回答
幼稚園	42	—	26.2	45.2	11.9	16.7	—
小学校	374	6.1	26.5	40.9	7.8	14.2	4.5
中学校	210	4.8	11.0	39.0	34.3	8.1	2.9

第2章 学校規模等についての基本的な考え方

1 検討する際の視点

本審議会は、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するための望ましい学校規模等について、教育的な視点を中心に議論することとした。

教育的な視点

子どもの教育にとって望ましい環境としての学校園のあり方を量・質の両面で協議し、望ましい学校の規模等を検討する。

なお、まちづくりの視点については、今後、地域等と十分協議することとし、今回は附帯的な取り扱いとすることとした。また、今回の検討が財政（コスト）的な視点を目的とする趣旨ではないことから、教育的な視点に絞り検討することとした。

2 小規模校、大規模校のメリットとデメリット

小規模校（学級数の少ない学校）、大規模校（学級数の多い学校）それぞれについて、メリット、デメリットを以下のように整理した。

（1）小規模校

<メリット>

- ①1人1人の状況に合わせた、きめ細やかな指導がおこないやすい。
 - ・学習状況や学習の定着度を的確に把握できる。
 - ・個別指導や補充学習時間の確保がしやすい。
- ②1人1人が活躍できる機会が多くなる。
 - ・発表の機会が多くなる。
- ③異年齢交流が組みやすい。
 - ・体験的な学習や校外活動等
- ④施設や備品を余裕を持って使える。
 - ・運動場や体育館、特別教室、ICT機器等
- ⑤保護者や地域との連携が取りやすい。
 - ・郷土学習、コミュニティ・スクール等

<デメリット>

- ①クラス替えが全部または一部の学年でできないため、児童生徒の人間関係や相互評価が固定化しやすい。
- ②お互いに切磋琢磨する教育活動、社会性やコミュニケーション能力を養う教育活動がしにくい。
 - ・班活動やグループ分けに制約が生まれる。
 - ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏等の集団学習に制約が生まれる。
 - ・運動会・文化祭等の集団活動・行事の教育効果が下がる可能性が高い。
- ③中学校において部活動の種類が限定されたり、免許外指導の教科が生じる等の課題がある。
- ④バランスのとれた教職員配置やチーム・ティーチング、専科指導等の多様な指導方法の工夫が困難となる。

- ・経験年数、専門性、男女比等のバランス等
- ⑤教職員 1 人 1 人の校務負担や行事に関わる負担が重くなり、研修や会議の時間が十分とりにくくなる。

(2) 大規模校

<メリット>

- ①児童生徒相互のふれあい等の機会が多く、社会性や協調性が育成しやすい。
- ②集団の中で切磋琢磨する機会が多くなる。
- ③運動会等の学校行事が活発になりやすい。
- ④教職員数が多く、多くの先生と接する機会に恵まれる。
- ⑤調和のとれた校務分掌が確立でき、教職員 1 人 1 人の負担が緩和される。

<デメリット>

- ①児童生徒 1 人 1 人が主体的に活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- ②異学年交流の機会が設定しにくくなる。
- ③同学年でもお互いの顔と名前を知らない等、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- ④25 学級を超えるような規模になった場合、児童生徒 1 人当たりの校舎や運動場面積等が相対的に狭くなり、学校運営上の難しさがある。
- ⑤教職員が十分な共通理解を図ったりする上で困難が生じる場合がある。

3 三田市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方

(1) 望ましい学校規模（学級数）

国が示す望ましい学校規模（学級数）の基準は「小学校・中学校ともに 12 学級～18 学級」であるが、本市の小・中学校の現状と将来的な児童生徒数の推移及び小規模校、大規模校のメリット、デメリット等を総合的に考慮し検討した結果、小学校においては、国の示す基準が概ね妥当とし、中学校においては、本市独自の基準として、部活動や免許外指導の課題が一定程度解消されると見込まれる「9 学級～」とした。

小学校12～18学級(各学年2～3学級)

中学校:9～18学級(各学年3～6学級)

(2) 望ましい学校規模（学級数）基準の考え方等

<小学校>

- ①すべての学年でクラス替えができる。多様な出会いを保障し、豊かな人間関係を構築しやすい。人間関係の固定化を避けることができる。人間関係に課題が生じた場合に、クラス替えによって対応することが可能である。
- ②各学年に複数の担任がいることで、性別・経験年数等バランスのとれた学年編成ができる。その結果、児童への多面的な指導ができる。
- ③運動会・音楽会等の学校行事の活性化が図れ、学校全体に活気が生まれる。
- ④ある程度の教員数を確保できることから、学校運営が余裕を持って行え、様々な課題に対して組織的かつ適切に対応しやすい。

<中学校>

- ①免許外指導の課題が一定程度解消されると見込まれる。
- ②部活動において、ある程度の部活数・部員数・顧問数が確保できる。
- ③体育大会・文化祭等の学校行事の活性化が図れ、学校全体に活気が生まれる。
- ④ある程度の教員数を確保できることから、学校運営が余裕を持って行え、様々な課題に対して組織的かつ適切に対応しやすい。

(3) 望ましい学校規模（学級数）による分類

望ましい学校規模（学級数）により、現在の学校を分類すると以下の通りである。

①小学校

	小規模校 (～11 学級)	望ましい規模校 (12～18 学級)	大規模校 (19 学級～)
H 2 9	本庄、広野、志手原、高平、小野、母子、狭間、松が丘、弥生、藍、つつじが丘、学園 (12 校)	三輪、すずかけ台、富士、あかしあ台 (4 校)	武庫、三田、けやき台、ゆりのき台 (4 校)
H 3 5 (推計)	本庄、広野、志手原、高平、小野、母子、狭間、松が丘、富士、弥生、藍、つつじが丘、学園 (13 校)	武庫、三輪、すずかけ台、あかしあ台 (4 校)	三田、けやき台、ゆりのき台 (3 校)

②中学校

	小規模校 (～8 学級)	望ましい規模校 (9～18 学級)	大規模校 (19 学級～)
H 2 9	長坂、上野台、藍 (3 校)	狭間、八景、けやき台、富士、ゆりのき台 (5 校)	(なし)
H 3 5 (推計)	長坂、上野台、藍 (3 校)	狭間、八景、けやき台、富士 (4 校)	ゆりのき台 (1 校)

第3章 「望ましい学校規模」を確保するための方策と諸課題

1 具体的な方策についての考え方

前章の「望ましい学校規模」を確保するための方策として、どのような方法があるのかを、小規模校・大規模校それぞれについて協議した。その結果を以下に示す。

(1) 小規模校への方策

①校区外就学基準の見直し(隣接する学校に就学を認める方法)

- ・農村部では、隣接する学校に小規模校が多く、望ましい学校規模を確保するための方策として、あまり有効とは言えない。
- ・意図とは逆に、小規模校から大規模校への流出が起こる可能性もある。
- ・「学校選択制」につながり、地域と学校との関係が大きく変わる可能性がある。

②通学区域の見直し(校区変更)

- ・農村部では、隣接する学校に小規模校が多く、校区変更しても小規模校同士の移動となることから、望ましい学校規模を確保する方策として、あまり有効とは言えないが、ニュータウン内の学校およびニュータウンと隣接している学校については、検討の余地がある。ただし、一部地域の編入は、地域コミュニティに影響を及ぼすことから、慎重に考える必要がある。
- ・校区変更をする場合は、単に人数だけではなく、生活動線や地域のつながり等も考慮すべきである。

③学校再編(統廃合)

- ・三田市の学校の状況から、望ましい学校規模を確保する方策として、最も有効と考えられる。特に課題の大きい中学校においては、早急に対応する必要がある。また、小学校においても、「望ましい学級規模」を大きく下回り、将来的にも児童数の減少が予想される学校については、早急に検討する必要がある。
- ・学校再編(統廃合)によって、校区が大きくなることから、通学負担など考慮しなければいけない事項がいくつかあり、地域とも協議しながら慎重に進めていく必要がある。

(2) 大規模校への方策

- ・大規模校の課題解消の方策としては、①学校の分離新設、②通学区域の見直し(校区変更)、③学校施設(教室)の増築等を検討したが、今後児童生徒数が増加する事が見込まれる小中学校においても、いずれも概ね10年後にはピークが過ぎ、一定落ち着くことが想定され、各校の過去最大規模を超えるものではないことから、①学校の分離新設、②通学区域の見直しという方策を講じる状況にはない。
- ・ニュータウン内の学校においては、計画当初最大30学級まで対応できるように計画されているが、35人学級の導入、少人数学習のための教室やPCルーム・英語ルーム等の確保、特別支援学級の増加等により、教室の必要数が増えていることから、教室の不足が予想される場合には、必要に応じて増築を検討していただきたい。

2 具体的な方策を実施する際の諸課題（留意すべきこと）

学校の適正配置（学校再編）を検討するにあたっては、当該児童生徒、保護者、地域住民等への影響を可能な限り軽減し、学校経営や学習指導はもとより、通学負担や地域との関係等について十分考慮する必要がある、以下にその内容を示す。

（1）児童生徒の通学負担（通学時間、通学手段等）に関すること

- ・学校の適正配置（学校再編）を検討する場合、児童生徒の負担を考え、通学時間は「おおむね 1 時間を超えない」ようにする。特に、小学校においては、児童の発達段階を考慮して、出来るだけ通学時間の短縮を図ることが望ましい。
- ・通学手段を確保するために、路線バスの拡充やスクールバスの導入等も検討する必要がある。

（2）学校と地域との関係に関すること

- ・学校と地域とが協働して学校運営・地域づくりを行えるようなシステムを構築し、三田型コミュニティ・スクールを推進する。
- ・校区と行政区については、可能な限り整合性を図る。

（3）学校跡地の有効活用に関すること

- ・学校跡地及び施設の有効活用については、市長部局との連携のもと、地域と十分協議の上、総合的に検討されたい。

（4）その他（当面对応すべきこと等）

- ・小規模校においては、指導方法やカリキュラムの工夫（ICTの活用等を含む）、他校の交流の実施、合同部活動への補助、複数免許を持つ教員の配置等、可能な限りの対策を講じることが望ましい。

3 附帯意見

- ・小学校は地域のコミュニティの核となっている場合が多く、学校再編（統廃合）に伴うコミュニティの希薄化、更なる人口減少が危惧されることから、まちづくりの視点、跡地の有効活用等と合わせて、保護者、地域等の理解が得られるよう、市長部局との連携のもと、丁寧な情報提供と説明に努められたい。

第4章 学校のあり方（特色ある教育）についての今後の研究課題

1 小規模特認校制度（母子小学校）

- ・「小規模特認校制度」を適用している母子小学校の取り組みについて、成果と課題を分析し、今後の見通しを示していく必要がある。

2 小中一貫教育・義務教育学校

<小中一貫教育>

- ・小学校から中学校へのスムーズな移行のためには、今まで本市の各小中学校で実施してきた「小中連携教育」をさらに深化させ、全校において「9年間の学びをつなぐ小中一貫教育」を推進することが大切である。今後も引き続き小中一貫教育のメリットを活用し、教育の充実を図りたい。

<義務教育学校（小中一貫校）>

- ・平成28年度より新たに創設された義務教育学校については、「自由度の高いカリキュラムを設定できる」「教員同士の情報交換が容易になる」「いわゆる中1ギャップの解消につながる」「小学生と中学生の間に交流が生まれる」等のメリットがある一方、「人間関係の固定化につながる」「教員が小学校、中学校の両方の教員免許を持っている必要がある」「学校の統廃合が無理に行われる可能性がある」「他の小中学校との格差が生じる可能性がある」等のデメリットがあるといわれている。
- ・義務教育学校については、学校運営面での課題等も考えられることから、その教育的効果や先行事例等も参考に、今後の研究課題とされたい。

資料編



資料①

三教総第 238 号
平成 29 年 7 月 25 日

諮 問 書

三田市立学校園のあり方審議会
会 長 様

三田市教育委員会
教育長 鹿嶽 昌功

三田市立学校園のあり方基本方針の策定について（諮問）

全国的な少子化の流れの中で、本市においても小学校・中学校および幼稚園の一部で、幼児・児童・生徒数の減少に伴い、小規模化が進むなど、保育・教育への様々な課題が出てきています。

つきましては、子どもたちにとってより良い教育環境づくりに向けて、三田市立学校園のあり方基本方針の策定に関する下記事項を諮問いたします。

記

1 諮問事項

三田市立小中学校および幼稚園のあり方についての基本方針の策定について

- ① 学校園の適正規模・適正配置に関する事項について
- ② その他、学校園のあり方に関する事項について

2 答申時期（予定）

小学校・中学校に関する事 平成 30 年 3 月
幼稚園に関する事 平成 30 年 8 月

三田市教育委員会規則第1号

三田市立学校園のあり方審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第5条の規定に基づき、三田市立学校園のあり方審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を統括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、学校及び幼稚園の設置、廃止に関する事務を所管する担当課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に招集される審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、三田市教育委員会が招集することができる。

三田市立学校園のあり方審議会委員名簿

委員 13名

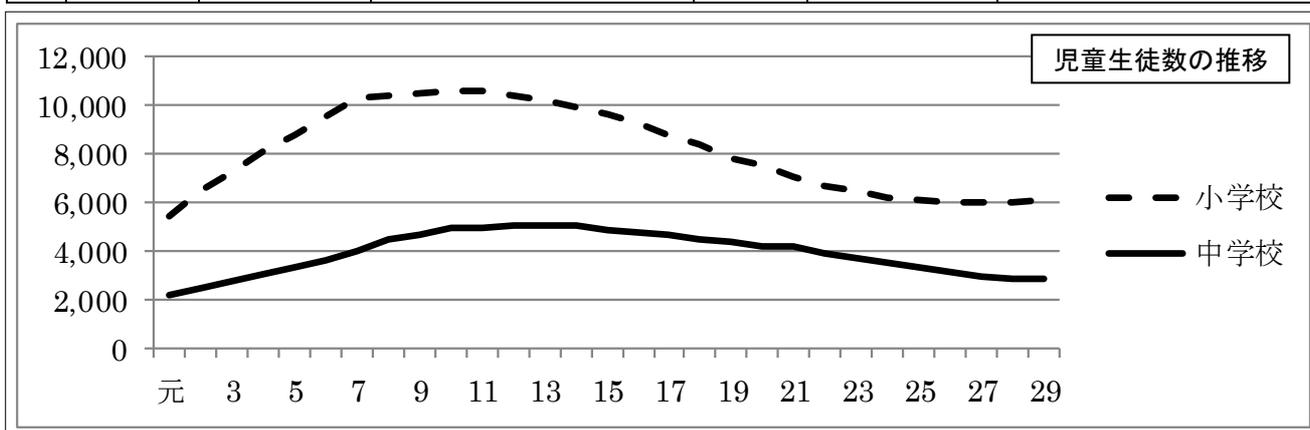
No.	氏 名	所属・役職等
1	おおの やすき 大野 裕己	滋賀大学教職大学院教授
2	てらみ ようこ 寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学大学院教授
3	あかい よしかず 赤井 由和	三田市立長坂中学校長
4	ふじわら けんじ 藤原 賢治	三田市立けやき台小学校長
5	つねます ひでみ 常倍 英美	三田市立三田幼稚園長
6	もみい ふみお 靱井 二三男	三田市区・自治会連合会
7	つちとり まこと 土取 誠	三田市区・自治会連合会
8	やぶた まさお 藪田 昌夫	三田市PTA連合会
9	ながい かずひろ 永井 和浩	三田市PTA連合会
10	くにえだ あさみ 國枝 亜佐美	市民委員
11	つつみ たかひろ 堤 貴洋	市民委員
12	みやもと かずのり 宮本 和徳	市民委員
13	たけだ あきこ 竹田 晶子	市民委員

審議会検討経過

区分	開催日時・場所	審議事項等
第1回	平成29年 7月25日(火) 市役所南分館 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・審議会についての基本的な考え方等について ・小・中学校をめぐる状況について ・幼稚園をめぐる状況について ・意見交換(フリートーク)
第2回	平成29年 8月24日(木) 市役所南分館 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回会議録および主な意見の確認 ・審議会運営についての基本的な考え方・進め方の確認 ・「望ましい」学校規模について <ul style="list-style-type: none"> ① 小中学校の適正規模・適正配置の全国の状況 ② 適正規模・適正配置に係る近隣市の状況 ③ 適切と考える1学級の児童・生徒数 ④ 三田市における「望ましい」学校規模について
第3回	平成29年 10月3日(火) 市役所南分館 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回三田市立学校園のあり方審議会での主な意見等 ・三田市の教育に関するアンケート調査 調査結果報告書 ・三田市における望ましい学校規模について <ul style="list-style-type: none"> ① 望ましい学級数 ・望ましい学校規模を確保するための具体的な方策について <ul style="list-style-type: none"> ① 近隣市町で実施されている具体的な方策(事例)
第4回	平成29年 10月19日(木) 市役所西2号庁舎 2201会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回三田市立学校園のあり方審議会での主な意見等 ・望ましい学校規模を確保するための具体的な方策について <ul style="list-style-type: none"> ① 校区外就学基準の見直し ② 通学区域の見直し ③ 学校再編(統廃合)
第5回	平成29年 12月19日(火) 市役所南分館 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回三田市立学校園のあり方審議会での主な意見等 <ul style="list-style-type: none"> ① 主な意見 ② 参考資料 ・望ましい学校規模を確保するための具体的な方策および諸課題について <ul style="list-style-type: none"> ① 具体的な方策 ② 具体的な方策を進めるにあたっての諸課題
第6回	平成30年 2月2日(金) 市役所南分館 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回三田市立学校園のあり方審議会での主な意見等 <ul style="list-style-type: none"> ① 主な意見 ② 参考資料 ・想定される諸課題について <ul style="list-style-type: none"> ① 大規模校に関すること ② 小中一貫教育(義務教育学校)に関すること ・答申素案について
第7回	平成30年 3月2日(金) 市役所南分館 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回三田市立学校園のあり方審議会での主な意見等 <ul style="list-style-type: none"> ① 主な意見等 ・答申案について

市立小・中学校の児童・生徒数および学級数の推移（平成元年以降）

年 度	小 学 校			中 学 校		
	校数	学級数	児童数	校数	学級数	生徒数
元	13	178	5,399	5	62	2,203
2	15	210	6,473	5	72	2,502
3	17	241	7,276	7	86	2,761
4	19	269	8,065	8	97	3,066
5	19	292	8,812	8	102	3,277
6	19	315	9,554	8	113	3,627
7	20	333	10,263	8	120	3,973
8	20	340	10,390	8	130	4,439
9	20	344	10,473	8	136	4,689
10	20	347	10,596	8	140	4,919
11	20	348	10,585	8	142	4,910
12	20	348	10,374	8	148	5,006
13	20	344	10,183	8	150	5,079
14	20	337	9,896	8	149	5,045
15	20	334	9,614	8	144	4,879
16	20	328	9,208	8	145	4,743
17	20	316	8,771	8	143	4,618
18	20	306	8,410	8	138	4,448
19	20	298	7,851	8	136	4,336
20	20	292	7,488	8	129	4,226
21	20	275	7,091	8	131	4,137
22	20	267	6,696	8	127	3,914
23	20	270	6,517	8	122	3,716
24	20	257	6,143	8	117	3,553
25	20	256	6,055	8	114	3,325
26	20	265	6,042	8	109	3,168
27	20	264	6,022	8	101	2,968
28	20	264	6,023	8	102	2,874
29	20	266	6,051	8	100	2,803



学校別児童数・学級数の推移【小学校】（特別支援学級含む）

区 分		H 1 (1989)	H 5 (1993)	H 1 0 (1998)	H 1 5 (2003)	H 2 0 (2008)	H 2 5 (2013)	H 2 9 (2017)
三田小	児童数	6 4 6	4 8 2	5 6 2	6 9 8	6 6 3	6 0 3	6 5 4
	学級数	1 9	1 5	1 9	2 3	2 3	2 2	2 5
三輪小	児童数	5 3 0	4 8 5	4 2 9	5 5 2	5 6 3	4 1 8	3 7 1
	学級数	2 0	1 9	1 7	2 1	2 2	1 6	1 6
志手原小	児童数	2 1 7	2 0 9	1 8 4	1 7 0	1 4 4	9 2	5 9
	学級数	8	8	6	6	7	7	8
藍小	児童数	2 7 6	2 5 3	2 6 4	2 1 2	1 6 8	1 0 7	9 6
	学級数	1 1	1 0	1 1	8	7	7	8
本庄小	児童数	1 9 8	2 0 6	1 3 0	1 1 5	1 0 7	7 5	6 0
	学級数	8	8	6	7	7	7	8
広野小	児童数	5 9 5	4 9 4	5 0 2	3 8 5	2 8 3	2 1 6	1 8 2
	学級数	2 0	1 5	1 7	1 4	1 3	9	8
小野小	児童数	1 0 8	1 3 4	2 3 8	2 6 6	1 7 8	1 0 8	6 4
	学級数	6	7	1 0	1 2	9	7	8
高平小	児童数	3 3 3	3 0 5	3 0 5	2 3 7	1 7 5	1 3 7	1 1 7
	学級数	1 2	1 3	1 3	9	7	7	7
母子小	児童数	3 5	3 0	2 5	1 3	1 6	1 1	1 2
	学級数	4	4	3	3	3	3	3
武庫小	児童数	5 5 3	3 8 7	6 0 0	7 2 2	5 8 5	5 4 8	5 6 7
	学級数	1 7	1 3	1 9	2 3	2 1	1 9	2 1
松が丘小	児童数	5 8 6	5 8 7	4 7 7	3 9 4	2 4 1	1 4 7	1 2 5
	学級数	1 6	1 8	1 7	1 5	1 1	8	8
すずかけ 台小	児童数	6 0 7	5 2 3	7 2 2	7 1 8	6 1 3	4 7 9	4 5 5
	学級数	1 8	1 8	2 1	2 4	2 3	2 0	1 7
狭間小	児童数	6 8 4	1 1 1 3	9 2 7	7 0 6	4 1 3	2 6 9	2 2 0
	学級数	1 9	3 2	2 7	2 4	1 6	1 2	1 0
富士小	児童数		6 2 4	5 8 2	4 2 6	4 0 2	4 0 0	4 0 6
	学級数		1 8	1 8	1 5	1 5	1 8	1 8
あかしあ 台小	児童数		9 8 3	9 2 3	7 4 4	5 8 7	4 8 9	5 2 7
	学級数		2 8	2 7	2 4	2 1	1 9	2 0
弥生小	児童数		5 9 8	7 4 0	4 4 3	3 1 0	1 9 5	1 4 7
	学級数		1 9	2 4	1 6	1 3	7	7
つつじが 丘小	児童数		9 6 5	1 2 5 9	8 4 3	4 5 0	2 7 5	2 2 6
	学級数		2 8	3 5	2 7	1 7	1 5	1 2
けやき台 小	児童数		3 4 6	5 4 7	5 7 9	6 7 0	7 5 7	8 2 3
	学級数		1 3	1 8	1 9	2 3	2 7	2 7
学園小	児童数		8 8	2 8 7	3 6 0	2 3 9	1 5 9	1 6 3
	学級数		6	1 3	1 3	1 1	7	8
ゆりのき 台小	児童数			8 9 3	1 0 3 1	6 8 1	5 7 0	7 7 7
	学級数			2 6	3 1	2 3	1 9	2 7

学校別生徒数・学級数の推移【中学校】（特別支援学級含む）

区 分		H 1 (1989)	H 5 (1993)	H 1 0 (1998)	H 1 5 (2003)	H 2 0 (2008)	H 2 5 (2013)	H 2 9 (2017)
上野台中	生徒数	3 0 3	3 6 2	3 3 8	3 6 7	3 1 3	1 9 4	1 3 6
	学級数	1 0	1 2	1 0	1 1	1 1	8	7
長坂中	生徒数	4 9 0	3 4 5	3 1 3	2 7 6	2 2 2	1 7 7	1 4 6
	学級数	1 4	1 1	1 0	1 0	8	8	7
狭間中	生徒数	4 7 6	5 2 0	6 7 7	7 2 5	5 9 6	4 3 4	3 8 7
	学級数	1 3	1 6	1 9	2 1	1 7	1 4	1 3
八景中	生徒数	7 3 2	6 2 5	7 1 7	6 1 0	7 2 3	6 4 8	5 4 1
	学級数	1 9	2 0	2 2	1 9	2 2	1 9	1 8
けやき台中	生徒数	1 8 7	3 0 1	5 8 8	6 5 6	6 1 6	6 0 1	5 7 7
	学級数	6	1 0	1 7	2 0	1 8	2 1	1 8
富士中	生徒数		3 7 0	6 3 5	5 5 3	3 7 5	3 0 1	2 7 4
	学級数		1 1	1 8	1 5	1 2	1 3	1 2
藍中	生徒数		4 2 0	7 9 4	7 4 5	4 8 7	2 5 6	1 7 3
	学級数		1 2	2 1	2 1	1 4	9	8
ゆりのき台中	生徒数		3 3 4	8 5 7	9 4 7	8 9 4	7 1 4	5 6 9
	学級数		1 0	2 3	2 7	2 7	2 2	1 7

市内小中学校児童生徒数および学級数(普通学級)の推移推計

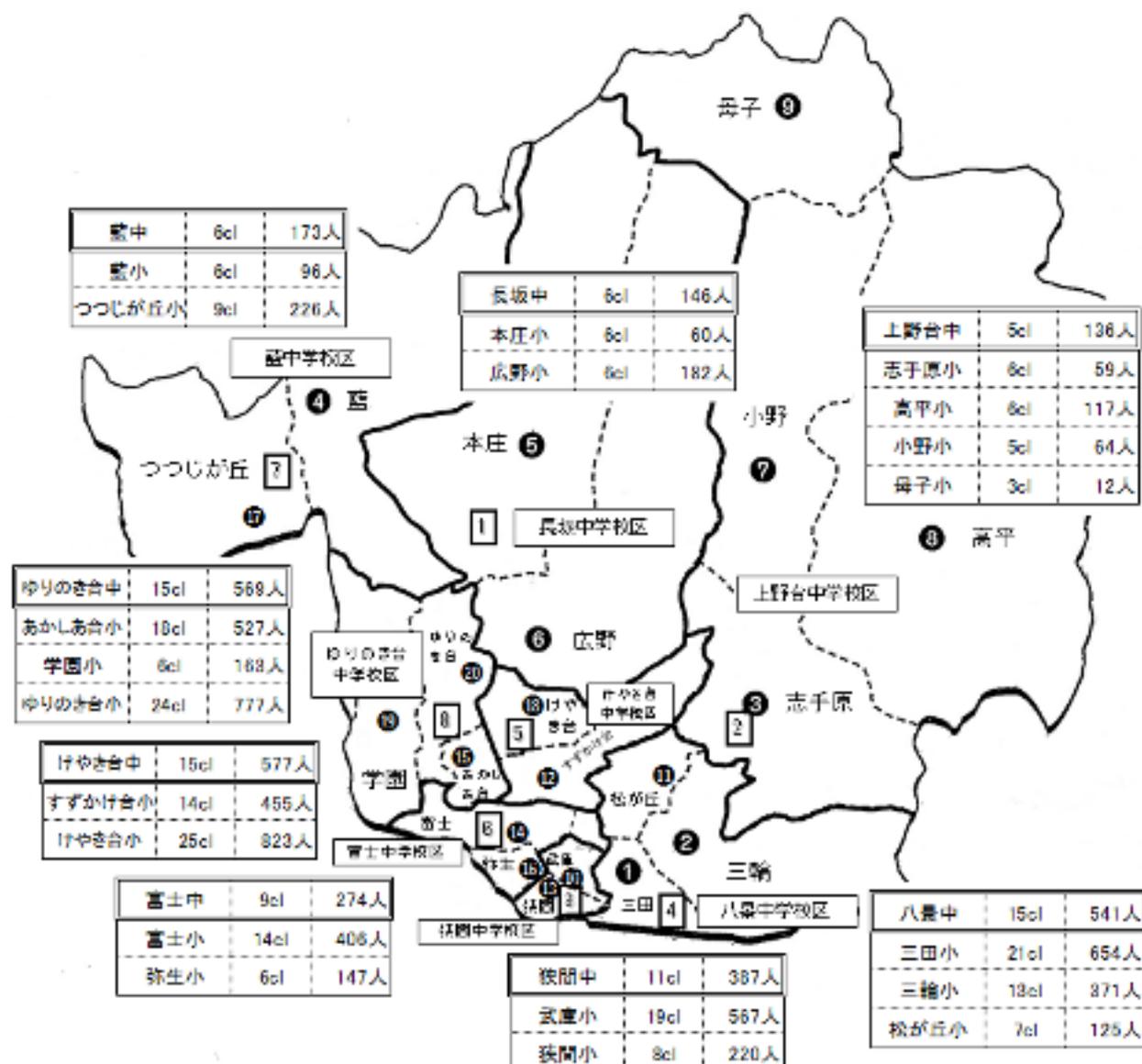
番号	中学校区	学校名	平成29年度		平成35年度(推計)		児童生徒数増減	児童生徒数増減率
			普通学級数	児童生徒数	普通学級数	児童生徒数		
1	長坂中校区	長坂中	6	146	4	116	-30	-21%
		本庄小	6	60	5(3・4年複式)	40	-20	-33%
		広野小	6	182	7	190	8	4%
2	上野台中校区	上野台中	5	136	3	104	-32	-24%
		志手原小	6	59	5(2・3年複式)	53	-6	-10%
		高平小	6	117	6	85	-32	-27%
		小野小	5(2・3年複式)	64	5(2・3年複式)	47	-17	-27%
		母子小	複式3	12	複式3	8	-4	-33%
3	狭間中校区	狭間中	11	387	11	393	6	2%
		武庫小	19	567	16	494	-73	-13%
		狭間小	8	220	9	213	-7	-3%
4	八景中校区	八景中	15	541	15	564	23	4%
		三田小	21	654	23	749	95	15%
		三輪小	13	371	16	430	59	16%
		松が丘小	7	125	6	119	-6	-5%
5	けやき台中校区	けやき台中	15	577	18	670	93	16%
		すずかけ台小	14	455	14	392	-63	-14%
		けやき台小	25	823	20	632	-191	-23%
6	富士中校区	富士中	9	274	9	273	-1	0%
		富士小	14	406	11	253	-153	-38%
		弥生小	6	147	6	103	-44	-30%
7	藍中校区	藍中	6	173	6	159	-14	-8%
		藍小	6	96	6	70	-26	-27%
		つつじが丘小	9	226	7	159	-67	-30%
8	ゆりのき台中校区	ゆりのき台中	15	569	21	793	224	39%
		あかしあ台小	18	527	16	458	-69	-13%
		学園小	6	163	6	157	-6	-4%
		ゆりのき台小	24	777	30	982	205	26%
合計			304	8,854	304	8,706	-148	-2%

小計：中学校＋269名（＋9.6%）、小学校－417名（－6.9%）

【備考】

- ・平成35年度の推計値については、現在各校に在籍する児童・生徒が、転出入なく進級し、また、その校区に現在住んでいる未就学児がそのまま校区の学校に就学すると想定した時の児童・生徒数を表示しています。
- ・私立中学校への進学、特別支援学級については考慮していません。
- ・平成29年5月1日現在のデータに基づきます。

三田市の学校がある場所と各学校の学級数、児童生徒数



— 破線は小学校区、— 実線は中学校区を示す

【小学校】

①三田 ②三輪 ③志手原 ④藍 ⑤本庄 ⑥広野 ⑦小野 ⑧高平 ⑨母子 ⑩武庫 ⑪松が丘
⑫すずかけ台 ⑬狭間 ⑭富士 ⑮あかしあ台 ⑯弥生 ⑰つつじが丘 ⑱けやき台 ⑲学園 ⑳ゆりのき台

【中学校】

①長坂 ②上野台 ③狭間 ④八景 ⑤けやき台 ⑥富士 ⑦藍 ⑧ゆりのき台

※表内の数値は、平成29年5月1日現在の普通学級数及び児童生徒数

関連法令等

1 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）【以下、いずれも抜粋】

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

2 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

（学級数）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない

第七十九条 第四十一条（中略）の規定は、中学校に準用する。

3 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

4 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律 116 号）

（学級編成の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編成するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事業がある場合においては、政令に定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編成することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編成の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編成の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編成する学級	40人 (第一学年の児童で編成する学級にあつては35人)
	二の学年の児童で編成する学級	14人(第一学年の児童を含む学級にあつては、8人)
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編成する学級	40人
	二の学年の生徒で編成する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人